

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監7の第16号

監査の対象：令和6年度監査委員監査 業務委託（コンペ方式・プロポーザル方式の随意契約）に関する契約事務及び支出事務（検査に関する事務を含む。）

所管所属：契約管財局

通知日：令和7年6月12日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	<p>法的リスク審査の実施について改善を求めたもの</p> <p>今回の監査で、抽出案件の契約上限額が30,000,000円（税込）を超えるものについて確認したところ、北区役所、西成区役所、健康局、建設局及び大阪港湾局は、法的リスク審査を実施していなかった。</p> <p>上記所属によると、所属の法務担当部署等から各事業担当部署へ「大阪市における法的リスク審査に関するガイドライン」等は共有されていたものの、各事業担当部署において正確に認識できていなかったとのことであった。</p> <p>また、各事業担当部署はプロポーザルガイドラインにのっとりて事務を進めているが、当該ガイドラインには法的リスク審査に関する記載はなく、契約制度の所管所属である契約管財局から各所属への周知が行われていなかった。</p> <p>【指摘事項】 契約管財局は、各所属において法的リスク審査が適切に実施されるよう、プロポーザルガイドラインに法的リスク審査が必要とされる場合を明記して周知されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各所属において法的リスク審査が適切に実施されるよう、使用する契約書が契約管財局で定める標準契約書であっても、契約上限額が30,000,000円（税込）を超える場合には、法的リスク審査が必要である旨を明記するため、「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」を改正する。 改正に当たっては、今回の監査を受け、その他の規程改正等とあわせて大阪市入札契約制度改善検討委員会幹事会に諮った上で、各所属へ周知する。 さらに、当局で例年実施している契約事務研修においても、法的リスク審査の実施について周知する。 	措置中	(令和7年7月31日)